

平成 18 年度 第 2 回練馬区国民保護協議会 議事録

【日時】

平成 18 年 8 月 28 日（月） 14:03～14:45

【場所】

練馬区役所本庁舎 7 階 練馬区防災センター

【議事次第】

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題
 - (1) 練馬区国民保護計画について（諮問）
 - (2) その他
- 4 閉会

【提出資料】

- (資料 1) 練馬区国民保護計画（素案）
- (資料 2) 練馬区国民保護計画（素案） 概要版
- (資料 3) 別冊 資料編

【会議概要】

(1) 諮問について

〈事務局より諮問文を説明〉

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 39 条第 3 項に基づき、練馬区国民保護計画について諮問する。

(2) 練馬区国民保護計画素案（諮問内容）について

〈事務局より資料 2 をもとに説明〉

【第 1 編 総論】

○第 1 章 練馬区の責務、計画変更等

国民保護法および国の国民保護に関する基本指針ならびに東京都国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等において、国民の保護に関わる措置を的確かつ迅速に実施できるよう区の責務を記述している。計画変更を行う際には、区の責任において行う。

○第 2 章 区国民保護計画の基本

「区国民保護計画の基本的考え方」と「区が国民保護措置を実施するにあたり特に配慮すべき事項」の 2 つに分けて記述している。

「区国民保護計画の基本的考え方」では、「(1) 本計画の目的」、「(2) 本計画の位置づけ等」、「(3) 東京都国民保護計画との整合性の確保」、「(4) 関係機関等との連携に配慮」、「(5) 住宅都市として性格を考慮」、「(6) 災害対策のしくみを活用」の 6 項目を記述。これらの考え方をもとに、体系図に示すように区国民保護計画について、「第 1 編 総論」、「第 2 編 平素からの備え」、「第 3 編 武力攻撃事態等への対処」、「第 4 編 復旧等」、「第 5 編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処」の 5 編で構成している。

「区が国民保護措置を実施するにあたり特に配慮すべき事項」としては、「憲法に保障する自由と権利の尊重、またこの措置に従事する者の安全確保に十分に配慮すること」、「要介護者等の災害要援護者に対する避難、救援、情報伝達等に配慮すること」、「区民の自らの行動や相互の協力といった、自助・共助の活動に理解を求めるよう努めること」、「指定公共機関および指定地方公共機関が行う国民保護措置について、その自主的活動を尊重すること」の 4 項目を掲げている。

○第 3 章 関係機関の事務または業務の大綱等

国、都、区市町村、指定公共機関・指定地方公共機関の担う役割など国民保護措置に関わる全体像を記載し、また、「区の事務（国民の保護のための措置において区が行う事務）」として、「1 国民保護計画の作成」、「2 国民保護協議会の設置、運営」、「3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営」、「4 組織・体制の整備、訓練」、「5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他住民の避難に関する措置の実施」、「6 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施」、「7 避難の指示、警戒区域の設定、廃

棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施」、「8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施」、「9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施」の9つを記載している。

計画本編においては、これらに加えて、都や警察、消防の事務などについても記載している。

○第4章 区の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するために必要な、区の地理的、社会的特徴等について記載している。

計画本編では、練馬区の位置あるいは面積、地形、気候あるいは人口などについての記載があり、また、特別区における消防事務の一般の市町村と違う消防のしくみ、自衛隊が2箇所が存在するなどの記載もある。

○第5章 区国民保護計画が対象とする事態

国が基本指針で示した武力攻撃事態4類型、緊急処理事態4類型に加え、NBC攻撃(核・生物・化学)も対象としている。計画本編の中では、それぞれの類型に関し資料編で詳しく記述するという事になっている。

【第2編 平素からの備え】

○第1章 組織・体制の整備等

区の各部室等の平素の業務、職員の参集基準等について定めた「第1 区における組織・体制の整備」、国、都、他の区市町村等の関係機関との連絡体制の整備のあり方について定めた「第2 関係機関との連携体制の整備」、有線通信設備および無線による情報連絡体制の整備等について定めた「第3 通信の確保」、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定めた「第4 情報収集・提供等の体制整備」のほか、「第5 特殊標章等の交付または使用許可に係る体制の整備」、「第6 研修および訓練」の6項目で構成している。

○第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

都、近隣区市や区民防災組織等との連携、民間事業者との協力による避難訓練の実施や避難実施要領のパターンの事前作成、救援に関する区運営の救援センター運営マニュアルの整備、避難住民・救援物資の運送の実施体制整備など、避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項を定めている。

○第3章 物資および資材の備蓄、整備

従来の防災のための備蓄を相互に兼ねて活用する点と、国の調達体制などの整備方針を踏まえ、国民保護措置のために特に必要となる防護服あるいはワクチンなどの物資および資材の備蓄・整備について、区は都と密接に連携して対応することを定めている。

○第4章 国民保護に関する啓発

都などと連携をして、継続的に国民保護に関する啓発を行うことを定めている。

【第3編 武力攻撃事態等への対処】

○第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

練馬区危機管理指針（平成18年3月制定）による区危機管理対策本部等の設置や、国による区国民保護対策本部設置指定前における区災害対策本部の設置について定めている。

○第2章 練馬区国民保護対策本部の設置等

区国民保護対策本部の設置指定があった場合の設置手順や区対策本部の組織、機能について定めている。計画本編の45ページから48ページにわたり平常時の区の組織が国民保護対策本部が設置された場合どのような業務を行うか表の形で記載している。

○第3章 関係機関相互の連携

国、都、他の区市町村等の関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について定めている。また、必要に応じて、住民に対し、住民の避難誘導等の援助について協力を求めることを記載している。

○第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続等を定めている。

○第5章 警報および避難の指示等

都から警報の通知を受けた場合の住民、団体等への警報の内容の伝達方法と、都の避難指示に基づく避難実施要領の作成や避難住民等への避難指示の伝達および誘導について定めている。避難住民の誘導等については、計画本編では、実際に練馬区が避難すべき地域に指定された場合のケースと、練馬区が避難すべき地域ではないが近隣の別の自治体あるいは他の地域が避難すべき地域に指定され、練馬区が避難先として指定されたケースの2つのパターンについて記載がしている。

○第6章 救援

都とあらかじめ調整をしている役割分担に基づき、連携を図りながら救援を行うことや、避難所や二次避難所、また救援センターを開設すること、区の備蓄物資や医療の提供などを行うこと、応急の住宅の修理あるいは遺体の処理を行うこと、また、物資の不足等についての情報を取りまとめ都の対策本部に要請をすることなど、区が行う具体的な救援の内容について定めている。

○第7章 安否情報の収集・提供

区が行う安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答など、安否情報の収集・提供を行うにあたって必要な事項を定めている。また資料編の中に、実際に安否情報の収集提供の際の様式も掲載する。

○第8章 武力攻撃災害への対処

「武力攻撃災害への対処」、「応急措置等」、「生活関連等施設における災害への対処等」、

「NBC攻撃による災害への対処等」の4項目で武力攻撃災害が発生した場合の対応について定めている。

○第9章 被災情報の収集および報告

区は、被災情報を収集するとともに、収集した被災情報は電話あるいは防災無線、メール、FAXなどを駆使して都へ迅速に報告することを定めている。報告の様式については資料編に記載する。

○第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、都と協力して、保健、衛生、栄養および防疫対策を進めていくとともに、また、地域防災計画に準じた廃棄物処理対策を実施することを定めている。

○第11章 国民生活の安定に関する措置

生活関連物資等の価格安定をはじめ、被災児童生徒等に対する教育、公的徴収金の減免等の避難住民の生活安定や、道路等生活基盤等の確保に関する措置を区が実施することを定めている。

【第4編 復旧等】

○第1章 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合には、区の管理する施設およびその被害状況について緊急点検を行うとともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先にした応急の復旧や関係機関への連絡等を講ずることを定めている。

○第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、武力攻撃災害による被害が発生したときは、国が示す方針に従い、都と連携して復旧を実施することを定めている。

○第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置に要した費用の支弁、損失補償および損害補償、総合調整および指示に係る損失の補填に必要な手続等について定めている。

国民保護措置に関する費用に関しては、基本的に国が負担するのが原則であり、国民保護法の定める手続により支弁を国に求める。

【第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処】

首都東京の中での可能性を考えると大規模テロ等（緊急対処事態）の起こる確率が高いため、東京都に倣い区の計画でも、この緊急対処事態への対処ということで1つの編を構成している。

緊急対処事態として、国の基本方針に沿い、「危険物質を有する施設への攻撃」、「大規模集客施設等への攻撃」、「大量殺傷物質による攻撃」、「交通機関を破壊手段とした攻撃」の4つの類型が発生した際の特筆すべき点について記載している。

○第1章 初動対応力の強化

初動対応力を強化するため、平素およびテロ等の発生時、区、大規模集客施設およびライフライン施設等の管理者、区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関等が連携協力して対処する体制を構築することを定めている。

類型に応じた対処マニュアルも今後作成し、その中では、実際にテロ等が起きた場合の現地の調整の運営要領などについても考えていくことになっている。

○第2章 通常時における情報収集

区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて、警戒対応を行うことを定めている。

○第3章 発生時の対処

大規模テロ等が発生した場合、国による区対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力をあげて取り組むこと、また、政府による事態認定がされる前で、突発的にテロ等が発生した場合、区に対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全を確保するため、区災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定および区対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行うことを定めている。

○第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

「危険物質を有する施設への攻撃」、「大規模集客施設等への攻撃」、「大量殺傷物質による攻撃」「交通機関を破壊手段とした攻撃」の大規模テロ等の類型ごとに、攻撃による影響、平素の備え、対処上の留意事項を定めている。

(3) 意見

●渡辺委員

国民保護計画素案は大変よくまとまっていると思うが、消防団の運営計画においても国民保護法に関し議論、協議を行っている。これからも、消防署を含め、緊密な調整、議論、協議を継続してほしい。

●会長

ご意見の趣旨を踏まえ適切な計画案になるように答申を出していきたい。

(4) その他

●事務局

次回の国民保護協議会について、12月に入り第3回の国民保護協議会を開催させて頂きたいと考えている。また、協議会に先立ち幹事会についても、12月に入り開催させて頂く。

また、いまのところ10月11日を予定しているが、区報を用い国民保護の全体のしくみ、あるいは区で作成をしている練馬区国民保護計画についてのお知らせとご意見を伺

う機会をつくる。その折には、区民の皆様のご理解についてもご助力を頂ければと考えている。

●会長

本日は区が作成した計画素案についてご審議頂いたが、次回の協議会まで時間があるため、それまでの間ご意見等があったらどうぞ宜しくお願い申し上げます。